

8、委員は従業員の互選（從來社會指命）とすること
9、解雇届入は委員と談合の上なすこと

、年末賞與を支給すること

10、ボーム仲仕の賃金を同一にすること

11、貸切荷卸を一頓に付貳拾錢支給すること

12、夜間仲仕の作業賃金をボーム仲仕と同額とすること

13、本件に關し犠牲者を出さざること

十、解決條件

前項要求に依り従業員代表と會社當局と數回折衝の結果同日

次の覺書に依り解決せり。

覺書

今般當社と仲仕間に作業上賃銀支給方に關し覺書を關係者連署の上作成すること左の如し

3

- 一、解雇手當並に年功賞與の制度を設けられたし
解雇手當は支給す率は近日中發表す
年功賞與問題は保留す
- 二、時間外の作業に對しては歩合制度を設けられたし
ボーム仲仕は歩合制度を作る
- 三、公傷の醫療代は會社側に於て負擔せられたし
負擔する
- 四、公傷の手當金は當日より支給せられたり
支給する
- 五、私傷は健康保險法と同一の取扱をせられたし
取扱方保留する